



厚生労働省

埼玉労働局

Press Release

報道関係者各位

令和元年8月30日
照会先
埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 津田 恵子
室長補佐 飯田 正幸
電話 048-600-6205

埼玉県最低賃金の改正を決定

— 本年10月1日から時間額926円に —

- 1 本日、埼玉労働局長（木塚 欽也）は、本年10月1日から埼玉県最低賃金の最低賃金額を1時間926円（引上げ額28円、引上げ率3.12%）とする改正を決定し、官報に掲載することによって公示しました。
- 2 改定最低賃金額（926円）は、高い方から東京、神奈川、大阪に次いで全国第4位、引上げ額28円は、平成初期のバブル期を含めて過去最大です。
- 3 このため、中小企業・小規模事業者に対する以下の最低賃金引上げ支援策について、積極的な利用を呼びかけることとしています。
※今回の最低賃金額改定に伴う昇給（例えば、900円→930円）についても、改正発効日の前日（9月30日）までに昇給を実施し、所定の手続きを行えば、助成金を活用することが可能となります。

①業務改善助成金

事業場内最低賃金（事業場内で賃金額が最も低い者の1時間当たりの賃金）を30円以上引上げ、かつ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。（別添チラシを参照）

②キャリアアップ助成金（処遇改善支援）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し昇給を実施した中小企業に対し助成するものです。（別添チラシを参照）

- 4 今年も9月26日、「最低賃金改正 大宮駅前早朝キャンペーン」（詳細は別途発表）として、公労使（埼玉労働局、連合埼玉、埼玉県経営者協会）のトップが、JR大宮駅前で直接県民にチラシを配付するなどの周知活動を展開することとしていますので、是非、取材をお願いします。

（添付資料） 埼玉県最低賃金の推移

埼玉県最低賃金の推移

(単位：円、%)

| 改正発効日 | 最低賃金額 | | | | | |
|--------------|----------|------|-------|------|------|------|
| | 日 額 | 時間額 | | 引上げ額 | 引上げ率 | |
| | | 引上げ額 | 引上げ率 | | | |
| 昭和 47. 8. 14 | 1,055 | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — |
| 49. 3. 21 | 1,280 | 225 | 21.33 | — | — | — |
| 49. 12. 30 | 1,648 | 368 | 28.75 | — | — | — |
| 51. 3. 31 | 1,980 | 332 | 20.15 | — | — | — |
| 52. 10. 22 | 2,380 | 400 | 20.20 | 297 | — | — |
| 53. 9. 30 | 2,530 | 150 | 6.30 | 316 | 19 | 6.33 |
| 54. 9. 30 | 2,685 | 155 | 6.13 | 336 | 20 | 6.33 |
| 55. 10. 31 | 2,877 | 192 | 7.15 | 360 | 24 | 7.14 |
| 56. 10. 24 | 3,063 | 186 | 6.47 | 384 | 24 | 6.67 |
| 57. 11. 1 | 3,232 | 169 | 5.52 | 405 | 21 | 5.47 |
| 58. 10. 24 | 3,335 | 103 | 3.19 | 417 | 12 | 2.96 |
| 59. 10. 25 | 3,439 | 104 | 3.12 | 430 | 13 | 3.12 |
| 60. 10. 11 | 3,563 | 124 | 3.61 | 446 | 16 | 3.72 |
| 61. 10. 11 | 3,670 | 107 | 3.00 | 459 | 13 | 2.91 |
| 62. 10. 1 | 3,751 | 81 | 2.21 | 470 | 11 | 2.40 |
| 63. 10. 1 | 3,863 | 112 | 2.99 | 484 | 14 | 2.98 |
| 平成 元. 10. 1 | 4,020 | 157 | 4.06 | 503 | 19 | 3.93 |
| 2. 10. 20 | 4,214 | 194 | 4.83 | 527 | 24 | 4.77 |
| 3. 10. 1 | 4,423 | 209 | 4.96 | 553 | 26 | 4.93 |
| 4. 10. 1 | 4,609 | 186 | 4.21 | 577 | 24 | 4.34 |
| 5. 10. 1 | 4,757 | 148 | 3.21 | 595 | 18 | 3.12 |
| 6. 10. 1 | 4,868 | 111 | 2.33 | 611 | 16 | 2.69 |
| 7. 10. 1 | 4,978 | 110 | 2.26 | 625 | 14 | 2.29 |
| 8. 10. 1 | 5,081 | 103 | 2.07 | 638 | 13 | 2.08 |
| 9. 10. 1 | 5,191 | 110 | 2.16 | 652 | 14 | 2.19 |
| 10. 10. 1 | 5,283 | 92 | 1.77 | 664 | 12 | 1.84 |
| 11. 10. 1 | 5,330 | 47 | 0.89 | 669 | 5 | 0.75 |
| 12. 10. 1 | 5,372 | 42 | 0.79 | 673 | 4 | 0.60 |
| 13. 10. 1 | 5,408 | 36 | 0.67 | 677 | 4 | 0.59 |
| 14. 10. 1 | 時間額表示一本化 | | | 678 | 1 | 0.15 |
| — | — | — | — | — | — | — |
| 16. 10. 1 | — | — | — | 679 | 1 | 0.15 |
| 17. 10. 1 | — | — | — | 682 | 3 | 0.44 |
| 18. 10. 1 | — | — | — | 687 | 5 | 0.73 |
| 19. 10. 20 | — | — | — | 702 | 15 | 2.18 |
| 20. 10. 17 | — | — | — | 722 | 20 | 2.85 |
| 21. 10. 17 | — | — | — | 735 | 13 | 1.80 |
| 22. 10. 16 | — | — | — | 750 | 15 | 2.04 |
| 23. 10. 1 | — | — | — | 759 | 9 | 1.20 |
| 24. 10. 1 | — | — | — | 771 | 12 | 1.58 |
| 25. 10. 20 | — | — | — | 785 | 14 | 1.82 |
| 26. 10. 1 | — | — | — | 802 | 17 | 2.17 |
| 27. 10. 1 | — | — | — | 820 | 18 | 2.24 |
| 28. 10. 1 | — | — | — | 845 | 25 | 3.05 |
| 29. 10. 1 | — | — | — | 871 | 26 | 3.08 |
| 30. 10. 1 | — | — | — | 898 | 27 | 3.10 |
| 令和 元. 10. 1 | — | — | — | 926 | 28 | 3.12 |

最低賃金改正に伴う賃金の増額についても改正発効前に 手続すれば業務改善助成金の支給を受けることができます！

令和元年8月30日埼玉労働局最低賃金公示第1号

| 埼玉県最低賃金（時間額） | | 引上げ額（引上げ率） | 改正発効日 |
|--------------|------|------------|-----------|
| 現行額 | 改定額 | | |
| 898円 | 926円 | 28円（3.12%） | 令和元年10月1日 |

助成金の概要

※キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）との併給はできません。

事業場内最低賃金を30円以上引上げ、かつ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。【「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。】

| 助成対象事業場 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成率 |
|---|-----------|-------|--|
| 事業場内最低賃金と埼玉県最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場 | 1～3人 | 50万円 | 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 ^(※) |
| | 4～6人 | 70万円 | |
| | 7人以上 | 100万円 | |

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

支給要件を満たす例

事業場内最低賃金（事業場内で賃金額が最も低い者の1時間当りの賃金）と埼玉県最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場が、埼玉県最低賃金の改正発効の前日（令和元年9月30日）までに、業務改善助成金交付申請書を雇用環境・均等室に提出。また、同日までに事業場内最低賃金を30円以上増額（最低賃金改正に伴う賃金引上げ額を含む。）する昇給を実施し、交付決定後に生産性向上のための設備投資を行う。

【具体例】

雇入れ後6月を経過したパート労働者1人を月100時間（1日5時間、20日勤務）使用する中小企業で、事業場内最低賃金の時給900円を930円に埼玉県最低賃金の改正発効前までに引上げ、交付決定後に60万円の設備投資を行った場合は、助成金として45万円が支給されます。

設備投資の助成により会社の生産性向上につながります。

※この他にも支給要件がありますので、詳しくは下記の問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

- | | | |
|--------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| ◆ 業務改善助成金は | 埼玉働き方改革推進支援センター 埼玉労働局雇用環境・均等室 | TEL:0120-729-055 TEL:048-600-6210 |
| ◆ 賃金規定等の見直しは | 埼玉働き方改革推進支援センター | TEL:0120-729-055 |
| ◆ 最低賃金の改正は | 埼玉労働局労働基準部賃金室 | TEL:048-600-6205 |

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

業務改善

事例1

ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

＜企業概要＞
【所在地】新潟県 【従業員数】40人
【事業の種類】食品製造販売業

＜課題と対応＞弁当製造における盛り付け時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



盛り付け時間が25%削減

専務取締役

＜独自の工夫＞
以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に集約することで製造の効率化が図られ、仕入リスクも軽減している。

＜実施内容＞ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

＜成果＞弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことで、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善

事例2

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

＜企業概要＞
【所在地】熊本県 【従業員数】24人
【事業の種類】生鮮食品小売業

＜課題と対応＞繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡しの間違いがなくなった

人事課長

＜独自の工夫＞
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、（別スイッチを取り付け）、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃業ロスや保管設備費の削減につなげている。

＜実施内容＞商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

＜成果＞レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことで、レジ業務の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善

事例3

新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

＜企業概要＞
【所在地】栃木県 【従業員数】115人
【事業の種類】麺類の製造及び販売業

＜課題と対応＞麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができず、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



一度に大量の仕込みが可能となり、清掃人員は5名から3名に、1日で100分の清掃時間が短縮

専務取締役

＜独自の工夫＞
各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1回、アルバイトパートに業務効率化に対するアンケートを取り、集計結果を専務取締役にフィードバックして改善を行っている。

＜実施内容＞大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすい釜に変えたことで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・能率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間を削減することができた。

＜成果＞仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の大容量釜を導入したことで、仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

業務改善

事例4

新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

＜企業概要＞
【所在地】広島県 【従業員数】61人
【事業の種類】ホテル業

＜課題と対応＞食器洗浄に要する人員、時間、電力、水、洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率になっていた状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



洗浄人員は6名から5名に、食器洗浄・乾燥時間が2/3に短縮

社長

＜実施内容＞新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を創出できた。

＜成果＞食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入したことで、食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

（※平成29年度時点の制度に基づく事例）

最賃改正に伴う昇給についても改正発効前に手続すれば
キャリアアップ助成金の支給を受けることができます！

令和元年 8 月 30 日 埼玉労働局最低賃金公示第 1 号

| 埼玉県最低賃金(時間額) | | 引上げ額 (引上げ率) | 改正発効日 |
|--------------|------|----------------|-----------|
| 現行額 | 改定額 | | |
| 898円 | 926円 | 28円 (3.12%) | 令和元年10月1日 |

支給要件を満たす例

埼玉県最低賃金の改正発効の前日(令和元年9月30日)までに、キャリアアップ計画書を事業所管轄のハローワーク又は埼玉労働局職業対策課助成金センターに提出。また、同日までに有期契約労働者等(パート、アルバイト等)の時給を2%以上増額(最低賃金改正に伴う賃金引上げ額を含む。)する賃金規定等を作成して昇給を実施する。

【具体例】

有期契約労働者等(パート、アルバイト等)1人のみを月100時間(1日5時間、20日勤務)使用する中小企業で、時給900円を926円(26円、2.89%引上げ)に埼玉県最低賃金の改正発効前に上げた場合は、助成金として95,000円が支給されます。

この場合、有期契約労働者等(パート、アルバイト等)の時給を26円引上げるコストは年間31,200円ですので、助成金の支給によって相当の負担軽減になります。

お問い合わせ先

キャリアアップ助成金は

埼玉労働局職業安定部職業対策課助成金センター TEL 048-600-6217

又は事業所管轄のハローワーク

賃金規定等の見直しは

埼玉働き方改革推進支援センター TEL 0120-729-055

最低賃金の改正は

埼玉労働局労働基準部賃金室 TEL 048-600-6205